

長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料(R4.10.1)

(単位:円/件)

新築基準		
手数料区分		確認書または住宅性能評価書(一括申請)を提出する場合
一戸建ての住宅		12,900
共同住宅等	10戸以下	$12,900 + (\text{戸数} - 1) \times 2,900$
	11戸以上100戸以下	$39,000 + (\text{戸数} - 10) \times 1,300$
	101戸以上200戸以下	$160,000 + (\text{戸数} - 100) \times 1,100$
	201戸以上300戸以下	$273,000 + (\text{戸数} - 200) \times 700$
	301戸以上	$346,000 + (\text{戸数} - 300) \times 400$
上限		393,000

(単位:円/件)

新築基準			
手数料区分 (①の手数料に②の手数料を加算)		上記以外	
①耐震性以外の基準 に係る審査	一戸建ての住宅	32,000	
	共同住宅等	10戸以下	$32,000 + (\text{戸数} - 1) \times 10,000$
		11戸以上100戸以下	$122,000 + (\text{戸数} - 10) \times 5,700$
		101戸以上200戸以下	$640,000 + (\text{戸数} - 100) \times 5,400$
		201戸以上300戸以下	$1,181,000 + (\text{戸数} - 200) \times 4,500$
		301戸以上	$1,631,000 + (\text{戸数} - 300) \times 3,500$
	上限	1,988,000	
②耐震性の基準に係 る審査	一戸建ての住宅	17,000	
	共同住宅等	併用住宅	17,000
		500㎡以内	40,000
		500㎡超1,000㎡以内	65,000
		1,000㎡超3,000㎡以内	137,000
		3,000㎡超5,000㎡以内	255,000
		5,000㎡超10,000㎡以内	506,000
		10,000㎡超20,000㎡以内	940,000
		20,000㎡超30,000㎡以内	1,401,000
		30,000㎡超	1,726,000

- 1 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の住戸数又は床面積の合計面積に応じた額の1/2の額
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により審査を申し出る場合は、確認申請に関する手数料を加算

(単位:円/件)

増改築基準(既存住宅含む)		
手数料区分		確認書等を提出する場合
一戸建ての住宅		19,400
共同住宅等	10戸以下	$19,400 + (\text{戸数} - 1) \times 4,200$
	11戸以上100戸以下	$58,000 + (\text{戸数} - 10) \times 2,000$
	101戸以上200戸以下	$241,000 + (\text{戸数} - 100) \times 1,600$
	201戸以上300戸以下	$409,000 + (\text{戸数} - 200) \times 1,100$
	301戸以上	$519,000 + (\text{戸数} - 300) \times 700$
上限		589,000

(単位:円/件)

増改築基準(既存住宅含む)			
手数料区分 (①の手数料に②の手数料を加算)			上記以外
①耐震性以外の基準 に係る審査	一戸建ての住宅		47,000
	共同住宅等	10戸以下	$47,000 + (\text{戸数} - 1) \times 14,000$
		11戸以上100戸以下	$181,000 + (\text{戸数} - 10) \times 8,500$
		101戸以上200戸以下	$947,000 + (\text{戸数} - 100) \times 8,000$
		201戸以上300戸以下	$1,748,000 + (\text{戸数} - 200) \times 6,600$
		301戸以上	$2,413,000 + (\text{戸数} - 300) \times 5,200$
		上限	2,942,000
②耐震性の基準に係 る審査	一戸建ての住宅		26,000
	共同住宅等	併用住宅	26,000
		500㎡以内	60,000
		500㎡超1,000㎡以内	96,000
		1,000㎡超3,000㎡以内	202,000
		3,000㎡超5,000㎡以内	377,000
		5,000㎡超10,00㎡以内	748,000
		10,000㎡超20,000㎡以内	1,390,000
		20,000㎡超30,000㎡以内	2,071,000
		30,000㎡超	2,551,000

- 1 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の住戸数又は床面積の合計面積に応じた額の1/2の額
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により審査を申し出る場合は、確認申請に関する手数料を加算